

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道滝川高等学校 令和8年（2026年）5月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の中の SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

滝川高等学校
いじめ防止対策基本方針
(概要)
全文は学校 HP を
御覧下さい。

- 1 全ての生徒及び教職員・保護者が「いじめの芽はどの生徒にも生じ得る」という緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われないようにする。
- 2 全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題への生徒理解を深める。
- 3 いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協力を努め、社会全体でいじめの問題を克服する。

滝川高等学校
いじめ対策組織
の役割や活動
(概要)
全文は学校 HP を
御覧下さい。

〈組織〉…教頭、主幹教諭、◎生徒指導部長、総務部長、教務部長、生徒指導部教育相談担当教諭、生徒指導部生徒会担当教諭、各年次主任、養護教諭、他
〈役割〉…①相談窓口・アンケートの実施 ②未然防止、実態把握、解決に向けての対策の計画・実施 ③「認知」「解消」の判断 ④講演会、研修会の企画・運営 ⑤学校いじめ防止対策基本方針の点検・見直し ⑥全校生徒へのアンケートの実施 ⑦生徒会執行部、評議委員会及び有志生徒による協議の場の設立 ⑧ 保護者、地域住民への協議の場の設立 ⑨外部の専門家等との連携

本校のいじめ防止
プログラムの活動
(概要)
全文は学校 HP を
御覧下さい。

〈未然防止〉…①研修会の実施(年2回) ②生徒の「豊かな情操」「道徳心」「心の通うコミュニケーション能力」を養う道徳教育 ③体験活動等の充実 ④HR等を活用した啓発 ⑤情報モラル教育の充実 ⑥保護者・地域住民、その他の関係機関との連携
〈早期発見〉…①定期的ないじめアンケート調査(毎月1回) ②いじめの相談窓口の整備 ③ささいな変化・兆候を見逃さない生徒観察

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和8年度の滝川高等学校のいじめ対策組織担当は、中野です。

連絡先 0125-23-1114 (学校代表電話)

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター (電話)	0120-3882-56	毎日 24 時間
(メール)	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター (電話)	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9~12時 13~17時
(メール)	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
空知教育局教育相談電話 (電話)	0126-22-3912	

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ

